# P T A 規約



# 海老名市立海老名中学校 PTA

〒243-0405 神奈川県海老名市国分南 3-11-1

TEL046 (231) 3410

**FAX**046 (231) 7989

# 目 次

1.	海老名中学校PTA規約	•••••	2
2.	海老名中学校PTA細則	•••••	7

# 海老名中学校PTA規約

#### 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、海老名中学校父母(P)と教職員(T)の会(略称海老名中学校PTA)と称し、事務所を海老名中学校に置く。

#### 第2章 目的及び活動

- 第2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の 幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
  - (1) よい父母、よい教職員になるよう努める。
  - (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
  - (3) 生徒の生活環境をよくする。
  - (4) 公教育費の充実に努める。
  - (5) 生徒の教育環境の整備に努める。

#### 第3章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動 する。
  - (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) この会、又はこの会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
  - (4) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

#### 第4章 会 員

- 第5条 この会の会員となることの出来るものは、次のとおりである。
  - (1) 海老名中学校に在籍する生徒の父母又はこれに代わるもの
  - (2) 海老名中学校の教職員及び事務職員
- 第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費については細則で定める。
- 第7条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。
- 第8条 この会は、海老名市、神奈川県、日本PTA連絡協議会の会員となる。

#### 第5章 経 理

- 第9条 この会の活動に関する経費は、会費・寄附金及びその他の収入によって 支弁する。
- 第10条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行う。
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 組織

- 第13条 この会の組織は、次のとおりとする。
  - (1) 役員
  - (2) 会計監查委員
  - (3) 運営委員
  - (4) 常置委員及び臨時委員
  - (5) 学級委員及び地区委員
- 第14条 この会の議決機関は、次のとおりとする。
  - (1) 総会
  - (2) 運営委員会

#### 第7章 総 会

- 第15条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は年1回開催するものとし、年度の初めに開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上 の要求があったとき開催する。

総会の議長は役員及び役員候補者を除く全会員の中から互選により選出する。

- 第17条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決 することは出来ない。出席会員数の確認にあたっては、委任状の提出を もって出席とみなす。
- 第18条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

#### 第8章 役 員

第19条 この会の役員は、次のとおりとする。

会 長 1名

副会長 2名

書 記 2名

会 計 2名

ただし、書記及び会計1名は教職員から選出するものとする。

- 第20条 役員は、相互に意見を交換し、この会の運営、活動の基本を検討する。
- 第21条 役員は、他の役員及び会計監査委員を含むいかなる委員を兼ねること は出来ない。
- 第22条 役員は、会員中より選出され、総会の承認を得て任命される。役員の 選出は年度の終了前に行う。 役員の選出方法については、細則で定める。
- 第23条 役員の任期は、1年とする。ただし、役員の職について再選1回を妨げない。なお転勤等やむをえない場合の時は、この限りでない。 役員は引き続いて他の役員に選出されることが出来る。
- 第24条 役員の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、この会を総括し、総会、運営委員会、全体委員会を招集する。
  - (2) 会長は、役員を選出する目的で開く会合及び会計監査委員の集会を除く 全ての集会に出席し、意見を述べることが出来る。
  - (3) 会長は、他の役員の意見を聞いて、常置委員会の委員を委嘱する。
  - (4) 会長は、運営委員会の承認を得て、臨時時委員会の委員を委嘱する。
  - (5) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (6) 書記は、議事ならびに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶 務を行う。
  - (7) 会計は、この会の会計事務を処理し、会計監査を経て、総会において決 算を報告する。

#### 第9章 会計監查委員

- 第25条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置き、任期は1年 とする。
- 第26条 会計監査委員は、会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。会計 監査委員の選出方法については細則で定める。

#### 第10章 運営委員会

第27条 運営員会の構成は、次のとおりとする。

本部役員、常置委員会の正副委員長(ただし、学年委員会及び地区委員会についてはそれぞれの委員会の委員)、校長及び教頭。

- 第28条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) この規約に定められているものの他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する案件を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
  - (2) 総会に提出する収支決算及びその他の議案ならびに議事日程の立案にあたる。
  - (3) その他重要事項を審議処理する。
- 第29条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の 要求があったとき開催する。
- 第30条 運営委員会の議長は、構成員の中から互選により選出する。
- 第31条 運営委員会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議 決することが出来ない。議決は出席者の過半数とする。
- 第32条 運営委員会は、審議事項に関する意見を聞くために構成員以外の会員の 出席を求めることが出来る。

## 第11章 常置委員会及び臨時委員会

- 第33条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案をするために常置 委員会を置く。
- 第34条 常置委員ついて必要な事項は細則で定める。
- 第35条 特別な事項について必要があるときは臨時委員会を設けることが出来る。
- **第36条** 臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

#### 第12章 学級委員及び地区委員

- 第37条 この会と学級の連絡にあたるため学級委員を置く。 学級委員について必要な事項は細則で定める。
- 第38条 この会と地区との連絡にあたるため地区委員を置く。 地区委員について必要な事項は細則で定める。

#### 第13章 全体委員会

第39条 各種委員会の連絡交流及び会の運営に協力するために全体委員会を開く ことが出来る。

全体委員会は、会長がこれを招集する。

全体委員会について必要な事項は、細則で定める。

#### 第14章 表彰及び慶弔

- 第40条 役員又は役員として勤め、運営委員会が功績ありと認めた場合は退任の際これを表彰することが出来る。
  - 前項のほか、運営委員会が功績ありと認めた場合はこれを表彰することが出来る。
- 第41条 会員又はこの会に関係あるものの慶弔その他の事柄に際して、慶弔の意 を表することが出来る。

#### 第15章 事業年度

第42条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第16章 細 則

- 第43条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運 営委員会の議決を経て定める。
- 第44条 運営委員会は細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

#### 第17章 改 正

- 第45条 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の 1以上の要求があったときに総会に提案するものとする。
- 第46条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正 することが出来ない。

#### 附則

本規約は昭和37年4月21日一部改正

本規約は昭和38年5月4日一部改正

本規約は昭和40年4月19日一部改正

本規約は昭和44年4月26日一部改正

本規約は昭和46年4月27日一部改正

本規約は昭和50年5月12日一部改正

本規約は昭和51年5月8日一部改正

本規約は昭和52年4月23日一部改正

本規約は平成10年4月18日一部改正

本規約は平成13年4月24日一部改正

# 海老名中学校PTA細則

### 第1章 会 費

- 第1条 会費は、1会員(1世帯)につき月額250円とする。
- 第2条 会費の徴収は会員名義の指定口座からの自動振替により納入することを 原則とする。ただし特別の事情がある場合には協議の上、他の方法によ り納入することを妨げない。
- 第3条 会費の徴収は年1回一括納入とする。その時期は次のとおりとする。 毎年……4月~7月
- 第4条 年度途中の転入、転出による会費の徴収は1ヶ月を単位として計算する。
- 第5条 中途転入者の会費は転入の翌月分から、中途転出者の会費は転出の月まで 徴収するものとする。ただし、転出者への返金は請求によって行われる。

#### 第2章 常置委員会

- 第6条 常置委員会として次の委員会を置く。
  - ○成人·保健委員会 ○広報委員会 ○校外指導委員会 ○学年委員会 ○地区委員会
- 第7条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。 成人・保健、広報、校外指導委員会を構成する委員は地区選出委員による。 各学年委員会はその年の学級委員で構成し、学年委員会は各学年委員会の 正副委員長により構成する。
- 第8条 常置委員会の委員は、互選により正副委員長各1名を選出する。ただし学年委員会は委員長1名、副委員長2名を選出するものとし、正副委員長 3名は各学年委員会の委員長で構成する。
- 第9条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第10条 常置委員会の任務は次のとおりとする。
  - (1) 成人・保健委員会

会員がよい父母、よい教職員となるよう自ら努め、互いに教養を高めるようにすると共に会員相互の親睦と健康維持、保健衛生観念向上のため調査、研究ならびに行事を企画立案する。

(2) 広報委員会

会員の意識向上をはかるため、この会の情報の伝達を行うと共に、必要 に応じ地域社会ならびに関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達を行う。 (3) 校外指導委員会

生徒の家庭生活、社会生活ならびに生徒相互の自主的集団生活の指導を行うと共に地域の諸機関、諸団体と協力して生徒の校外生活指導の方法を研究、立案する。

(4) 学年委員会

学校全体のPTA活動をより具体化するため、各学級、学年ごとの意見や要望及び活動の連絡、調整にあたり、父母と教師が連携を保ち、事業の企画立案にあたる。

#### 第3章 臨時委員会

- 第11条 臨時委員会として次の委員会を置く。
  - (1) 役員選出委員会
  - (2) 予算委員会
  - (3) 特別な事項につき、運営委員会が必要と認めた委員会
- 第12条 役員選出委員会の任務及び構成は次のとおりとする。

この会の役員及び会計監査委員を会員中より選出し、総会にはかる。 役員選出委員会の構成は当該年度の地区長及び各学年委員会の正副委 員長とする。

- 第13条 予算委員会の任務及び構成は次のとおりとする。
  - (1) この会の次年度の収支予算案を審議する。
  - (2) 予算委員会の審議を経た収支予算案は年度初めの総会に提出され、総会の 承認を得なければならない。
  - (3) 予算委員会の構成は次のとおりとする。

当該年度の本部役員、各常置委員会委員長、校長、教頭、次年度の本部役員候補者及び各常置委員会委員長候補者とする。

(4) 予算委員会の開催は年度の終了前に行うよう努める。

# 第4章 学級委員

- 第14条 学級委員は学級ごとに各2名を会員中より選出する。
- 第15条 各学年に学級委員互選により正副各1名の委員長を置き、この代表 6名をもって学年委員会を構成する。

#### 第5章 地区委員

第16条 地区委員は、地区ごとの会員数、面積を考慮してこの会との連絡が緊密に行えるよう各地区ごとに定数を定める。

第17条 地区委員に選出された委員の互選により、学年委員会を除く常置委員 会の委員を選出する。

前項の常置委員会の委員の選出は、予算委員会が開催される以前に行うものとする。

- 第18条 各地区ごとに委員の互選により地区長1名を選出する。
- 第19条 各地区ごとに地区委員会を開催されるよう努め、委員相互の緊密な連絡をはかると共に地区の現状把握と会員意識の向上に努める。

#### 第6章 全体委員会

- 第20条 全体委員会は、この会の運営活動に関する事項につき、運営委員会の 審議に供する参考意見の聴取を行う。
- 第21条 全体委員会の構成は次のとおりとする。 本部役員、常置委員、学級ごとに学級委員各2名及び校長、教頭、顧問。
- 第22条 全体委員会の開催は会長がこれを招集する。

#### 第7章 改 正

- 第23条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。
- 附 則 本細則は昭和52年4月23日制定

本細則は昭和55年3月18日一部改正

本細則は昭和56年3月19日一部改正

本細則は昭和58年3月15日一部改正

本細則は昭和63年4月16日一部改正

本細則は平成元年4月15日一部改正

本細則は平成3年3月6日一部改正

本細則は平成10年4月18日一部改正

本細則は平成12年4月26日一部改正

本細則は平成14年4月25日一部改正

本細則は平成15年9月6日一部改正